

瀬戸内町農業委員会総会議事録

1.開催日時 平成31年1月18日(金)10時から11時

2.開催場所 瀬戸内町役場 3階 会議室

3.出席委員 (9人)

会長	11番	堯	文俊
会長職務代理者	8番	永井	利一
	1番	田中	勝弘
	2番	碩	悟
	3番	岡野	正郎
	5番	元	克美
	6番	豊田	孝一郎
	7番	森山	和雄
	10番	数原	菊美

4.欠席委員 (1人)

5.議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定について

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について

第4 議案第2号 農用区域からの除外に係る意見聴取について

第5 議案第3号 農用区域への編入に係る意見決定について

第6 議案第4号 非農地証明について

第7 報告第1号 農地の使用貸借の合意委解約について

第8 議案第5号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定について

第4 協議会

(1) 行事予定について

(2) その他

6.農業委員会事務局職員

事務局 長	中村	和仁
農地農政係 長	徳田	和正
主 査	西田	大五郎

7.会議の概要

事務局長	<p>みなさん、おはようございます。それでは、定刻となりましたので、ただいまから、平成 31 年第 1 回瀬戸内町農業委員会総会を開催いたします。皆様、ご起立をお願いします。一同礼 ご着席ください。</p> <p>それでは、はじめに堯会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
議長	<p>挨拶</p>
事務局長	<p>会長、ありがとうございます、それでは、議事に入る前に、本日の出席状況のご報告をいたします。本日は、川島委員の 1 名が欠席する旨の連絡がありました。本日は委員 9 人の出席で定足数に達していますので、総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>(農業委員会法 27 条第 3 項)過半数以上</p> <p>それでは、瀬戸内町農業委員会会議規則第 6 条により本会の議長は、会長が務めるとなっていますので、以降の議事進行につきましては、堯 会長をお願いしたいと思います。</p>
議長	<p>日程 1 議事録署名委員の指名について</p> <p>これより議事に入ります。まず日程第 1 の議事録署名委員及び、会議書記の指名を行います。瀬戸内町農業委員会会議規則第 24 条第 2 項に規定する議事録署名員ですが、議長より指名させていただくことにご異議ありませんか。1 番田中委員・2 番積委員</p> <p>日程 2 会期の決定 本日限りと致します。</p> <p>それでは、日程 3 の議案第 1 号の「農地法第 3 条の規定による許可について」を議案と致します。この案件については、1 番委員（田中委員）と 6 番委員（豊田委員）、事務局から 1 名が現地調査していますので豊田委員の方から説明をお願いします。</p>
6 番委員	<p>議案第 1 号の「農地法第 3 条の規定による許可について」報告いたします。現地調査には、私と田中委員と事務局から 1 人、計 3 人です。調査件数は、1 筆です。</p> <p>土地の表示が、瀬戸内町大字手安字瀬戸田原 812 番 6、面積 163 ㎡地目が「畑」です。対価はありません。譲渡人は、瀬戸内町大字〇〇〇〇〇〇番地〇「〇〇〇〇」氏で、譲受人が〇〇〇市〇〇〇大字〇〇〇番地〇「〇〇〇〇」氏となっております。理由は「贈与」であります。農地所有経営面積等は資料に示したとおりです。以上で、調査報告を終わります。</p>
議長	<p>只今、豊田委員の方から調査の報告が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>質疑がないようでございますので質疑を終わらせて頂きます。採決を行いたいと思います。本案件について原案のとおり賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>賛成多数でございますので、議案第 1 号は原案のとおり可決致しました。</p>

議長	次に、日程第 4 の議案第 2 号「農用地区域からの除外に係る意思決定について」を議案と致します。この案件については、事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>それでは、議案第 2 号の「農用地区域からの除外に係る意思決定について」を説明します。</p> <p>本案件の土地の表示は、瀬戸内町大字〇〇〇〇〇〇番です。地目「畑」で面積が 320 m²であります。申請人は水道課長であります。除外の理由については、当該農地は農用地区域として整備・利用され、現在は数年間利用されていない土地であります。</p> <p>このたび自衛隊の警備部隊配備に伴い、自衛隊専用水道への送水ポンプ設備を設置することになりましたので、農用地区域から除外していただきますよう申請いたしました次第であります。要件別検討結果につきましては、資料のとおりであります。また、現場の航空写真もご覧いただき、場所を確認ください。以上であります。</p>
議長	<p>ただいま、水道課から説明が終わりました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>質疑がないようでございますので質疑を終わらせて頂きます。</p> <p>採決を行いたいと思います。本案件について原案のとおり賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>賛成多数でございますので、議案第 2 号は原案のとおり可決致しました。</p> <p>次に、日程第 5 の議案第 3 号「農用地区域への編入に係る意思決定について」を議案と致します。この案件については、農林課担当者から説明をお願いします。</p>
事務局	それでは、議案第 3 号「農用地区域への編入に係る意思決定について」の説明をします。本案件の申請人は、農林課長であります。申請地は瀬戸内町大字〇〇〇〇地内の 18 筆で地目「畑」、面積が 11,930 m ² であります。農用地区域への編入する理由は、当該農地は、県営中山間地域総合整備事業（〇〇地区）において、ほ場整備・農道整備・農業排水施設整備事業が実施されたため、農用地区域への編入を申請するためであります。詳細につきましては、別添資料をご覧ください。
議長	<p>ただいま、事務局から説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>質疑がないようでございますので質疑を終わらせて頂きます。採決を行いたいと思います。本案件について原案のとおり賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>賛成多数でございますので、議案第 3 号は原案のとおり可決致しました。</p> <p>次に、日程 6 の議案第 4 号「非農地証明について」を議案と致します。この案件については、山元推進委員、9 番委員（川島委員）、私と</p>

議長（続き）	事務局から1名の計5名で現地調査をしていますので、山元推進委員から説明をお願いします。
山元推進委員	<p>それでは、議案第4号の「非農地証明について」説明します。現地調査には、私と9番委員（川島委員）、11番委員（堯委員）と事務局から1名の4名で調査を行いました。調査筆数は、2筆であります。まず一筆の土地の表示は瀬戸内町大字瀬相字大勝原168番イで地目は「畑」で面積1,424㎡、2筆目が同じく字大勝原168番ロで地目は「畑」で面積925㎡で合計面積が2,349㎡となっております。願出人は、〇〇〇府〇〇〇市〇〇〇町〇〇番〇〇「〇〇〇〇」氏で、登記名義人も同じであります。非農地に至った理由並びに現在の管理状況であります。当該申請地は、労力不足等で昭和40年頃から耕作を中止したため、雑木類が繁茂し、現在では森林化した状態で農地性を完全に喪失しています。このような経緯から、現況地目に変更するため、非農地証明を申請するものであります。</p>
議長	<p>ただいま、議案第4号についての説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>質疑がないようでございますので質疑を終わらせて頂きます。採決を行いたいと思います。本案件について原案のとおり賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>賛成多数でございますので、議案第2号は原案のとおり可決致しました。</p> <p>次に、日程7の報告第1号1「農地の使用貸借の合意委解約について」を議案とし、事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、日程7の報告第1号1「農地の使用貸借の合意委解約について」を報告いたします。土地の表示、瀬戸内町大字請阿室字アゲン作699番、面積1219㎡同じくアゲン作702番、面積965㎡、同じくアゲン作703番1、面積924㎡、3筆の合計面積3108㎡となっております。3筆とも地目は「畑」であります。通知者は、貸し人、瀬戸内町大字〇〇〇〇番地「〇〇〇〇」氏で、借り人が瀬戸内町大字〇〇〇〇番地「〇〇〇〇」氏です。これは、農業経営基盤強化促進法による利用権（使用貸借）の期間満了に伴うもので、双方合意による解約です。届出日が平成30年12月7日付で合意解約が成立した日及び解約日は、平成30年12月3日、農地引渡しの時期が平成31年1月31日となっております。</p> <p>次に、報告第1号2「農地の使用貸借の合意委解約について」報告します。土地の表示、瀬戸内町大字嘉鉄字久保田原1167番、地目「畑」面積が1641㎡の1筆であります。通知者は、貸し人の瀬戸内町大字〇〇〇〇番「〇〇〇〇」氏で、借り手が瀬戸内町大字〇〇〇〇〇〇番地〇〇「有限会社〇〇〇〇〇」で、貸主が新たに耕作者と利用権を設定しようとするもので、有限会社〇〇〇〇とは平成31年1月4日付</p>

事務局（続き）	で合意解約の合意が成立しております。農地の引き渡し時期は、平成31年1月31日を予定しております。
議長	ただいま、事務局から報告が終わりました。次に日程8の議案第5号の「農業経営基盤強化促進法による利用権設定について」を議案と致します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>それでは、議案第5号の「農業経営基盤強化促進法による利用権設定について」を説明いたします。資料の10ページから13ページでご説明いたします。まず、10ページをご覧ください。利用権設定の公告日は、平成31年1月31日を予定しております。内容は、畑の4件の7筆です。内訳としましては、基盤法で2件の5筆、機構関係で2件の2筆となっております。貸し手が4人で、基盤法で2人、機構関係で2人となっております。借り手が3人で、基盤法で2人、機構関係で1人となっております。それでは、個々にご説明いたします。13ページをご覧ください。</p> <p>整理番号1番、所在地が瀬戸内町大字請阿室字アゲン作699番、面積が1219㎡、同じく字アゲン作702番、面積が965㎡、同じく字アゲン作703番地1、面積が924㎡、3筆の合計面積が3108㎡となっております。地目は3筆とも「畑」であります。3筆とも貸し手が「〇〇〇〇」氏で、借り手が「〇〇〇〇」氏であります。飼料生産の拡大を図るもので、10年間の賃貸借期間となっております。</p> <p>次に、整理番号2番、所在地が瀬戸内町大字節子字三田287番、面積1425㎡、同じく字三田288番、面積617㎡、2筆の合計面積2042㎡であります。2筆とも地目は「畑」です。貸し手が「〇〇〇〇」氏で、借り手が「〇〇〇〇」氏であります。2筆とも地目は「畑」です。新規の果樹栽培をするもので、10年間の賃貸借期間となっております。</p> <p>次に、機構1番、所在地が瀬戸内町大字網野子字福地475番1、面積833㎡。地目「畑」、貸し手が「〇〇〇〇」氏で、借り手が「農地中間管理機構」で、その転貸先が「〇〇〇〇」氏で、砂糖キビの生産拡大を図るもので、10年間の賃貸借期間となっております。</p> <p>次に機構2番、所在地が瀬戸内町大字嘉鉄字久保田原1167番、面積が833㎡、地目が「畑」です。貸し手が、「〇〇〇〇」氏で、借り手が「農業中間管理機構」でその転貸先が「〇〇〇〇」氏で、新規による果樹栽培で、10年間の賃貸借期間となっております。</p> <p>以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると考えます。ご審議よろしく願いいたします。</p>
議長	ただいま、事務局から説明が終わりました。これに基づき審議を行います。質疑ございませんか。

議長	<p>質疑がないようでございますので質疑を終わらせて頂きます。 採決を行いたいと思います。 賛成多数でございますので、議案第 31 号は原案のとおり可決致しました。</p>
	<p>これより、協議会にうつりたいと思います。</p>
事務局	<p>協議会 (1) 行事予定について (2) その他</p>
議長	<p>以上をもちまして、第 1 回農業委員会総会を終了することにいたします。</p>
事務局長	<p>ご起立ください。一同 礼。 お疲れ様でした。</p>

本議事録は、事務局職員に記載させたものであるが、相違ないので署名する。

平成 31 年 1 月 18 日

署名委員

署名委員